## (仮称)室蘭市暴力団の排除の推進に関する条例(案)の一部訂正について

訂正後	訂正前	訂正理由
(公の施設に係る措置) 第7条 <u>市は</u> 、その設置する公の施設(地方 自治法(昭和22年法律第67号)第244 条の第1項に規定する公の施設をいう。) が、暴力団の活動に利用されないようにす るために必要な措置を講ずるものとする。	(公の施設に係る措置) 第7条 市長は、その設置する公の施設(地方自治法(昭和22年法律第67号)第24 4条の第1項に規定する公の施設をいう。) が、暴力団の活動に利用されないようにするために必要な措置を講ずるものとする。	「市長」は市長部局に限られることから、教育委員会等が設置する公の施設においても適用させるため、「市長」を「市」に訂正する。
(暴力団の威力利用の禁止) 第10条 市民は、債権の回収、紛争の解決等 に関して暴力団員又は暴力団員でなくなった 日から5年を経過しない者(以下「暴力団員 等」という。)を利用し、又は自己が暴力団と 関係があることを認識させて相手方を威圧す る等暴力団の威力を利用してはならない。		利益供与の禁止の条項で、暴力団の威力を利用することそのものを禁止していないことから、「暴力団の威力利用の禁止」の条項を追加する。
(利益供与の禁止) 第11条 市民は、暴力団の威力を利用し、又は暴力団の活動若しくは運営に協力する目的で、暴力団員等(暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下この条において同じ。) 等が指定した者に対して金品その他の財産上の利益の供与をしてはならない。	(利益供与の禁止) 第10条 市民等は、暴力団の威力を利用し、 又は暴力団の活動若しくは運営に協力する 目的で、暴力団員等(暴力団員又は暴力団員 でなくなった日から5年を経過しない者を いう。以下この条において同じ。) 又は暴力団 員等が指定した者に対して金品その他の財 産上の利益の供与をしてはならない。	上記条項の追加に伴い、「第10条」を「第1 1条」に訂正する。 利益供与の禁止は、道条例において事業者は すでに禁止されているため、「市民等」を「市 民」に訂正する。 訂正後の第10条において、「暴力団員等」の 定義を行っているので削除する。
(委任適用) 第12条 この条例の施行に関し必要な事項 は、市長が別に定める。	(委任適用) 第11条 この条例の施行に関し必要な事項 は、市長が別に定める。	上記の追加に伴い、「第11条」を「第12 条」に訂正する。